

## 南沢地区 地域農業マスタープラン

注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
一関市	平成25年2月27日	令和3年3月25日
対象地区名(地区内の集落名)		
南沢		

## 1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	51.73	ha
② 中心経営体の耕作面積の合計	42.26	ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	—	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	—	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.00	ha
(備考)		

注：④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

## 2 対象地区の課題

構成員が、高齢化や体調不良により耕作面積を減少していく中、営農組合での農地の維持が難しくなっている。
--

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体である営農組合が中心に担っていくが、将来的には、他集落の営農組織との連携も検討する。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人や農地の利用集積を行うことが確実に市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じての担い手への貸付けを検討していく。
(2) 地域での共同取組活動の維持	多面的機能支払交付金等を活用し、農道砂利敷き、支障木伐採、草刈などを実施しており、今後も共同取組活動を継続し、農地の維持を図っていく。
(3) 鳥獣被害防止対策の取組	国の補助事業を活用し、侵入防止柵の設置を行っており、今後、侵入防止柵の適切な管理を行い、鳥獣被害防止の取組を進める。
(4)	
(5)	

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	人	法人
② 認定新規就農者	人	法人
③ 集落営農組織	2 組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 <sup>注)</sup>	人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	人	法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	45.54 ha	51.73 ha	88 %
今後	45.54 ha	51.73 ha	88 %